

警察庁丙生企発第 6 4 号
平成 1 6 年 1 1 月 8 日
警察庁生活安全局長

犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について（抜粋）

第 1 「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」に沿った施策の推進

依然として高い水準にある刑法犯の認知件数や多発する街頭犯罪・侵入犯罪、来日外国人犯罪など、最近の治安情勢は、国民が犯罪被害の不安をより身近に感じる状況にあることを受け、防犯ボランティア団体の結成等により自らの手で身近な犯罪を抑止しようとする気運が国民の間に高まりを見せている。

他方、我が国の地域社会がかつて有していた犯罪の抑止機能の低下が現在の治安悪化の一因であるとの指摘がなされる中、地域住民による自主的な防犯活動の活性化は、警察にとっても重要な課題となっている。

警察では、これまでも地域における犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）の発生を防止し、地域住民の安全を守るため地域安全活動の的確な推進に努めてきたところであり、平成 1 5 年 8 月に策定した「緊急治安対策プログラム」においても、地方公共団体、ボランティア等との連携による街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進を規定している。また、平成 1 5 年 1 2 月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、治安回復のための 3 つの視点として「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」と「犯罪の生じにくい社会環境の整備」が掲げられているところである。

こうした動向を踏まえ、警察庁では、平成 1 6 年 6 月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして別添 1 のとおり「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」（以下「再生プラン」という。）を取りまとめたところであり、各都道府県警察において、再生プランに沿って自主防犯活動の活性化のための施策を推進することが必要である。

第 2 自主防犯活動の支援についての基本的考え方

安全で安心できる地域社会とは、犯罪等の被害に遭うのではないかという不安を誰もが身近に感じることなく生活できる社会である。

警察は、地域における犯罪等の防止を図る責務を有しているが、その効果を挙げるためには、幅広い地域住民が自主防犯活動に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民を支援し、その活性化を図ることは、警察にとって重要な課題である。

第 3 自主防犯活動の活性化のための警察の取組み

1 自主防犯活動に対する警察の支援

警察が支援を行うべき自主防犯活動の例としては、別添 2 に掲げるとおりとし、支援は概ね次に掲げる内容に沿って行うものとする。

なお、地域住民の要望や地域の実情に応じ、別添 2 に掲げるもの以外の活動であっても地域の安全と安心の確保に資する活動に対しては必要な支援を行うなど、自主防犯活動の効果

が挙がるよう臨機の対応に努めること。

(1) 適切な情報の提供

効果的な自主防犯活動が行われるためには、警察から、地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全確保にとり必要な情報（以下「地域安全情報」という。）が提供されることが基礎となることから、地域住民が自主防犯活動に取り組み、一層活動を充実させる契機となるような適切な地域安全情報の提供を推進すること。

その際、受け手である地域住民の立場に立った情報提供を基本として、インターネット、携帯電話等のITを活用した新たな媒体と、ミニ広報誌、新聞折込チラシ、あるいは口頭によるもの等従来からの手法とを併せて活用するなど効果的な情報提供の仕組みづくりに努めること。

(2) 防犯講習・防犯訓練等の実施

自主防犯活動として取り組まれている活動のうち参考となるものの例、地域住民が防犯パトロールを実施する際の留意事項、防犯ブザー等防犯用装備資機材の効果的な使用方法等、地域住民が自主防犯活動に取り組むに当たり必要となる知識及び技能の向上を図るための防犯講習や防犯訓練を積極的に実施すること。

あわせて、自主防犯活動を行う団体との合同パトロールの実施など、実際の活動を通じた自主防犯活動のノウハウの伝授にも取り組み、顔の見える支援に努めること。

また、地域における安全と安心の確保のためには、地域住民一人一人の防犯意識の高揚と自らの安全を守るための防犯対策が前提となることから、侵入手口を踏まえた防犯対策の普及のため、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じたより効果的な方法を選んで防犯教室を開催するなど、参加・体験・実践型の防犯学習の機会を確保するよう努めること。

(3) 自主防犯活動を行う団体等に対する活動経費の支援

自主防犯活動は、町内会・自治会等の地縁に基づく団体、商店街、PTA、特定非営利活動団体、学生のボランティア団体等様々な団体・組織により行われているが、これらの団体・組織は経済的基盤が脆弱であることも多く、自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには財政面の支援の充実が不可欠であることから、被服、防犯用装備資機材の整備やボランティア保険の加入に要する費用等自主防犯活動に要する経費の支援に努めること。

(4) 「子ども110番の家」等既存の防犯ボランティアとの連携の確保

地域において「子ども110番の家」等として活動している個人、商店等や職域防犯団体等の団体など既存の防犯ボランティアに対しても、引き続き(1)から(3)までに掲げるところを踏まえた支援の充実にも努めるとともに、必要に応じて地域における自主防犯活動への参加を促すなど、自主防犯活動を行う各主体間の連携の確保がなされるよう調整に努めること。

2 地域安全安心ステーションの整備の促進

自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには、自主防犯活動のための拠点を確保し、これを中心とした活動を実施することが特に有効であることから、再生プランにおい

ては自主防犯活動の拠点となる「地域安全安心ステーション」の整備を全国的に促進することを打ち出したところである。

各都道府県警察においては、公民館、消防団拠点等の公的施設、更には空き家、空き店舗等既存の施設を活用するほか、利用可能な交番・駐在所のコミュニティルームを活用するなどにより、地域住民、地域の防犯ボランティア団体が管理、運営する地域安全安心ステーションの整備に協力するとともに、別添 2 に掲げる自主防犯活動が幅広く行われるための拠点となるよう、1 に定めるもののほか、情報の集約、発信等のためのパソコン、インターネット環境の整備や、警察官（特に地域安全安心ステーションを所管区内に有する交番、駐在所の地域警察官）による定期的な立ち寄り等による住民と警察との親和の確保に努めること。

3 地方公共団体や消防との連携

自主防犯活動に対する支援は、警察のみならず、都道府県の他の執行機関や市町村、消防と連携・協力しつつ、それぞれが役割を果たしていくことが必要である。

自主防犯活動が継続的に推進されるようにするため、自主防犯活動の支援に係る事業費、防犯協会その他の防犯活動を行う団体に対する補助金及び防犯灯の設置等に要する経費の予算措置が講じられるようにするほか、防犯意識の高揚や防犯まちづくりなどに関する都道府県条例、市町村条例の制定等を提案するなど、警察のみならず都道府県としての推進態勢を整備するとともに、警察と市町村との連携態勢の構築に取り組むこと。

また、消防は、地域における災害予防等の活動を行っており、中でも地域に根ざした活動を行う消防団については、その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能であり、警察と消防団との間で協定を取り交わすなどの例もみられるところであるので、更に積極的な連携・協力に取り組むこと。

なお、消防の任務等については消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）により定められており、消防との連携に当たっては法令上一定の制約があることを認識するとともに、ボランティアとしての協力等幅広い観点からの連携方策を検討するものとする。

4 防犯協会との連携

防犯協会は、これまで自ら自主防犯活動の中核となって活動に当たってきたところであるが、最近の自主防犯活動においては防犯協会以外の防犯ボランティア団体が行っているものも目立つようになっている現状を踏まえ、各都道府県警察において防犯協会の果たすべき役割の見直しを行うこと。

この場合においては、防犯連絡所、防犯指導員、地区防犯協会等防犯協会の各段階を構成する組織やスタッフと防犯ボランティアとの連携の促進及び防犯協会の行う活動の活性化を図るため、警察から適切な助言、指導を行うこと。

また、防犯協会から、活発な活動を実施している防犯ボランティア団体に対して被服等の資機材や活動経費の支援が行われている例があることにかんがみ、防犯協会に対する助成等の適切な措置が講じられるよう配慮すること。

5 生活安全産業関係者等との連携

警備業、防犯設備関連業、錠取扱業等日常の生活における防犯システムを構成する生活安全産業を営むものに対して、業種の特性をいかし、自主防犯活動への参加と支援を行うよう要請するとともに、防犯講習や防犯訓練、防犯相談、安全・安心まちづくりなどの幅広い活

動に際し、生活安全産業に携わる専門家の協力が確保できるよう連携態勢の構築に努めるものとする。

また、地域の企業に対しては、企業内防犯責任者を選任するよう要請し、これとの連携にも努めるものとする。

第4 施行上の留意点

1 地域安全情報の的確な把握と分析

地域住民が真に必要とする情報を提供するため、生活安全・地域警察部門においては、刑事部門、交通部門等との緊密な連携の下に、地域安全情報の的確な把握と分析に努めること。また、迅速な提供を可能とするためのシステム整備に努めること。

情報の収集、分析に当たっては、地域住民の要望に適合した情報提供を可能とするため、小学校区や町丁目（町会）単位など警察署の管轄区域よりも小さく地域住民にとって身近で地縁のある範囲を単位とするよう努めるものとする。特に、地域住民が身近に不安を感じるような犯罪が発生した場合には、刑事部門との緊密な連携の下に、防犯対策上必要な資料を収集するため犯罪現場臨場に努め、適時適切な防犯指導を行うものとする。

2 地域における自主防犯活動実態の把握と住民の要望に即した支援の実施

地域においてどのような自主防犯活動が行われているかを把握することは、自主防犯活動に対する支援の充実、強化に当たって必須の前提であり、各警察署において、それぞれの警察署の管内で自主防犯活動を行っている団体・組織の把握に努めること。

また、自主防犯活動の支援は、地域の特性、地域住民の要望などに即したものとなる必要があり、防犯講習会等の会合を開催する場合には休日、夜間等に時間を設定することを考慮するなど、地域住民の立場に立った支援の実施に努めること。

なお、実態の把握及び支援の実施に当たっては、いやしくもプライバシー等個人の権利侵害にわたったり、地域住民の自主性を損うものとなったりすることのないよう留意すること。

3 警察の組織、運営の強化

(1) 自主防犯活動の支援に当たる担当者の配置等

警察署、警察本部の生活安全部門に、自主防犯活動を行う団体との連絡や指導、自主防犯活動を行う団体間の活動の調整、地域の安全と安心に関する住民の要望の把握等を行うとともに、地域住民への情報提供、合同パトロール、防犯講習・防犯訓練の実施等現場において自主防犯活動の支援に当たる自主防犯活動支援担当者を配置し、自主防犯活動に取り組む地域住民に対するきめ細かな支援を実施すること。

特に、警察署に配置される自主防犯活動支援担当者は、交番、駐在所の地域警察官と協力しつつ、地域住民と一体となった活動に当たるよう努めるものとする。

なお、より充実した支援を実施するため、自主防犯活動支援担当者は可能な限り専従とするよう配慮すること。

(2) 防犯活動アドバイザーの配置

自主防犯活動支援担当者の活動を補完する防犯活動アドバイザーとして、防犯活動について知識、経験を有し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警視総監又は道府県警察本部長が委嘱する。

人格や行動について、社会的信望を有すること。
職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること。
健康で活動力を有すること。

防犯活動アドバイザーの運用については、地域住民による防犯パトロールへの同行や防犯講習会等の開催への協力等のほか、自主防犯活動を行う地域住民や防犯協会等との連携・調整役を果たすことを目的とし、その配置の促進を図るものとする。また、その選任に当たっては、退職警察職員のみならず、防犯設備士の資格を有する者、元教育関係者等その幅広い専門的知識・経験が効果的に活用されるよう実働能力を有する者の選任に配慮するものとする。

(3) 表彰の実施

自主防犯活動に関する表彰を積極的に実施する。

この場合においては、自主防犯活動の支援に功労のあった生活安全部門や地域部門を始めとする地域安全活動に従事する警察職員のみならず、自主防犯活動を行っている地域住民や防犯ボランティア、地区防犯協会職員、防犯指導員等の個人又は団体の積極的な賞揚に努めること。